

## 平成27年度第2回沖縄県青少年保護育成審議会 議事録

日 時：平成27年11月20日（金）

15時00分～17時00分

場 所：県庁6階第1特別会議室

### 1 当日の流れ

審議の前に、事務局から全委員14名中12名が出席しており、沖縄県青少年保護育成審議会設置条例第6条に規定する定足数（8名）に達していることから、会議が成立することを報告。

次に、沖縄県子ども生活福祉部長から審議会委員4名（再任2名、新規2名）に対する任命書の交付後、あいさつが行われた。

その後、会長の互選が行われ、山入端委員が会長に選出され議事を進行した。

(1) 任命書交付式

(2) 沖縄県子ども生活福祉部長あいさつ

(3) 協議事項

ア 会長の互選

イ 諮問事項

有害図書（7冊）の指定について ～ 審議結果 有害図書として答申

ウ 沖縄県青少年保護育成審議会運営要領（以下「要領」という。）（案）

～いじめによる重大事態再調査部会（以下「部会」という。）～指名書交付式

エ 沖縄県青少年保護育成条例（以下「条例」という。）に基づく立入調査の権限移譲（以下「権限移譲」という。）について

### 2 審議の詳細

司 会	<p>それでは、協議事項の第1点目に審議会設置条例第5条第1項に基づき、会長の互選を行いたいと思います。</p> <p>委員の中で、立候補又はご推薦される方はいらっしゃいませんか。</p> <p>いらっしゃらないようなので、事務局案として山入端委員を会長に推薦したいと思いますが、いかがでしょうか。（出席委員の同意を得る。）</p> <p>委員の皆様のご同意を得ましたので、山入端委員が会長として選出されました。山入端委員、会長席へ移動をお願いします。</p>
会 長	<p>ここから、私が議事進行を務めさせていただきます。</p> <p>では、本日の協議事項につきましては、残り3点ございます。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 第1点目は、有害図書の指定について</li><li>○ 第2点目は、要領（案）について</li><li>○ 第3点目は、権限移譲について</li></ul> <p>それでは、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、本年度2回目の審議会でもありますが、今回新たに就任をいただきました委員もいらっしゃいますので、改めて確認の意味も込めて、沖縄県青少年保護育成審議会（以下「審議会」という。）の担任する事務等につ</p>

いて、ご説明申し上げます。

沖縄県青少年保護育成審議会設置条例（以下「審議会設置条例」という。）第2条第1項各号において、審議会の担任する事務が規定されています。

次に、審議会の開催状況についてご説明申し上げます。本年度は4月に第1回会議を開催し、優良図書の推奨を行いました。毎年度2回から3回の開催状況となっております。

それでは、協議事項の第1点目の有害図書の指定について、ご説明申し上げます。有害図書の指定につきましては、条例第12条第1項にて個別指定の要件について、また、条例第12条第2項第1号では、包括指定の要件について、それぞれ規定を設けています。

特に個別規定につきましては、条例第19条第1項第4号において、有害図書として個別指定する場合は、審議会の意見を聴かなければならないと規定されています。

また、個別指定の認定基準につきましては、沖縄県青少年保護育成条例施行規則（以下「規則」という。）第5条第1項において、審議会の意見を聴いて、別に定める認定基準により行うものとする規定されています。

今回の、有害図書の個別指定につきましては、条例に関する有害指定等の認定基準により行います。

また、今回有害図書の包括指定を3冊行いますので御報告させていただきます。

- 裏モノ JAPAN 12月号
- EX MAX! 12月号
- FINAL BOX vol 4 12月号

包括指定につきましては、条例第12条第2項第1号において、審議会へ諮問せず指定することができる規定となっております。また、包括指定の認定基準は、規則第5条の2において規定されております。

他府県の指定状況を参考に、指定しています。

（その後、有害図書等の指定の作業手順を説明）

以上で、事務局の説明を終わります。

会 長

それでは、協議事項の第2点目の有害図書の個別指定の審査方法について、事務局から説明をお願いします。

事務局

有害図書の審査方法について、ご説明申し上げます。

今回は、事務局にて有害図書等の調査を行い、沖縄県知事の有害図書等指定について諮問を受け、審議することとなりました。

有害図書の個別指定対象図書が7冊あります。選定理由につきましては、全国の有害指定状況を踏まえ、県内において販売されている図書を対象に選定させていただきました。

事務局

有害図書等の個別指定審査表の記載につきましては、認定基準番号の欄で該当する項目に○を付けて下さい。複数回答も構いません。

指定の要否欄につきましては、該当する項目に○を付けて下さい。

審査につきましては、審議会設置条例第6条第3項の規定により「会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。」こととなりますので、よろしくお願い致します。

以上で、事務局の説明を終わります。

会 長 これまでの説明で、何かご不明なところはありますか。

委員 有害図書の個別指定と包括指定について、その相違についてお願いします。

事務局 ～個別指定・包括指定の要件・認定基準について説明～

会 長 それでは、これから有害図書の審査に入ります。先程、事務局から説明がありましたとおり、有害の指定基準に基づき、その結果を審査表にご記入いただき、審査を終えられた方は、挙手をお願いします。事務局が審査表を回収します。

～ 審査表の集計 ～ 審査結果 ～

事務局の集計の結果

27-01 YoungLoveComicaya 11月号	要 12 票・否 0 票
27-02 無敵恋愛 Sgil 12月号	要 10 票・否 2 票
27-03 まんがグリム大奥 12月号	要 9 票・否 3 票
27-04 裏モノ JAPAN 9月号別冊ヤバイ悪グッズ最新	要 12 票・否 0 票
27-05 SPA！絶滅寸前！全国裏風俗最新ガイド	要 8 票・否 4 票
27-06 EX 大衆 11月号	要 10 票・否 2 票
27-07 EN 月刊エンタメ TIME12月号	要 7 票・否 5 票

結果から見ると、7冊ともに過半数を超えていることから、有害図書に値するものとして知事に答申するものとしてよろしいでしょうか。

(出席委員の同意を得る。)

同意が得られましたので、7冊とも有害図書に値するものとして知事に答申します。

次に、第2点目の要領(案)～部会～について事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、要領(案)、部会について、ご説明申し上げます。

本年度4月21日に開催しました第1回審議会において、要領(案)の内容につきましては、承認を得ました。また、要領(案)の規定による部会の設置についての承認も得ました。部会の委員の指名につきましては、審議会設置条例第7条第2項に基づき、会長が指名することと規定されております。よって、要領(案)の制定・施行をもって、部会の委員を会長が指名するものです。

事務局

以上で、事務局の説明を終わります。

会 長

ただ今の事務局の説明について、質問等はありませんか。  
ないようなので、要領（案）につきましては、本日付で制定・施行とします。

今回、新たに新垣米子医師も就任されていますので、部会委員（案）のとおりに、部会委員として指名させていただきます。

部会の委員の構成につきましては、沖縄県いじめ防止基本方針に準じ

- ① 学識経験者 山入端津由会長
- ② 弁護士 高良祐之委員
- ③ 心理の専門家 我喜屋百恵委員
- ④ 福祉の専門家 伊波就子委員
- ⑤ 医師 新垣米子委員

の5人で構成したいと考えております。

部会の委員の皆様から事前に承認を得ていますことを併せてご報告させていただきます。

司 会

それでは、これより部会委員に対する指名書交付式を行います。  
指名書の交付は、審議会会長が行います。山入端会長よろしく願います。

～ 会長から部会委員に対する指名書の交付を行う。～

会 長

次に、協議事項3点目の権限移譲について、事務局から説明の後、質疑に入りたいと思います。では、事務局から説明をお願いします。

事務局

今回の権限移譲について、ご説明申し上げます。今回の権限移譲につきましては、条例第20条第1項に規定する知事の権限の移譲を検討しています。

全国の権限移譲の状況につきましては、10県で権限移譲を行っています。

特に、茨城県、徳島県の2県につきましては、県内全市町村へ権限移譲を行っています。九州では、長崎県の1県が権限移譲している状況にあります。

権限移譲に至る経緯としましては、平成12年の地方自治法の改正により、立入調査員として市町村職員が指定出来なくなり、現在、県職員等（市町村ボランティア）へ指定している状況にあります。権限移譲することにより、市町村職員を立入調査員として指定することが出来、地域の視点で環境浄化対策の強化が図られることから、今回の権限移譲を検討しています。

今回の権限移譲につきましては、事前に実施した希望調査を基に4市（那覇市、浦添市、糸満市、宮古島市）を検討しております。

会 長

ただ今の事務局の説明について、質疑等はありませんか。

委員

権限移譲を行った場合、県職員はその市町村への立入調査はどうなりますか。

事務局 権限移譲を行った市町村長から立入調査員として指定を受けることで立入調査が可能となります。  
立入調査員が増えることで、環境浄化対策が強化されると考えられます。  
これまで、社会環境実態調査で、市町村職員が任意で立入調査を実施している現状を踏まえ、法的な整備を行うことも権限移譲を行うことを目的としております。

委員 危険な場所への立入調査もあるのでしょうか。指定を受けていない職員が立入調査をするのは問題ではないですか。

事務局 立入調査対象場所については、特に危険な場所はありません。  
指定を受けていない市町村職員の法的な整備を行いたいと考えております。  
また、権限移譲を希望していない市町村へは、これまで同様県職員等の立入調査員も活用して環境浄化対策の連携を図りたいと考えています。

会 長 他に質疑等は、ありませんか。(質疑等の確認後)  
以上で、本日の協議を終わります。  
議事の進行を司会へ引き継ぎます。

司 会 情報交換会について

事務局 ～事務局から報告～  
① 平成 27 年青少年の非行防止の取組について  
② いじめの現状について

司 会 次回の審議会の開催日程について連絡を行い閉会した。

以 上